

第 11 回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年11月20日(金) 13時30分～14時15分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (8人)

内	山	正	勝
円	谷		要
松	崎	兵	一
塩	田	善	大
小	針	重	男
石	塚	繁	男
佐	藤	正	尉
常	松		栄
大	須	賀	隆
佐	藤	恵	司
小	板	橋	正
金	子	光	彌
石	井	透	公

4 欠席委員 (1人)

佐 藤 光 榮

5 議事日程

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について

議案第3号 令和2年度農地利用集積計画適否決定について

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を職務代理よりお願いいたします。

職務代理
事務局長 これより令和2年第11回天栄村農業委員会総会を開会致します。
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、ご協力をよろしくお願い致
します。出席、欠席の報告についてですが、本日の出席委員は8名、届け出
欠席委員は 佐藤委員 です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の
規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名委員の指名
については 塩田委員 、 小針委員 の両名をお願い致します。
それではただいまから議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議
題といたします。No.1について事務局より説明を願います。

事務局 (1ページ～3ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これは報告事項でありますので、承認とさせていた
だきます。
(13:38決定)

議長 次に議案第1号「農地法第3条の3第1項の規定による許可申請適否決定
について」の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局 (4ページ～5ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願
いたいと思います。 2番委員 よりご説明願います。

2番委員 11月18日に [REDACTED] さんのお宅に訪問して、今回の所有権の移転に
ついて確認したところ、間違いなしとのことでした。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(13:41決定)

議長 次に議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に
ついて」の件を議題といたします。事務局より説明を願います。

事務局

説明する前に、この件についての概要について説明いたします。今年の4月の総会で一度審議した内容となっています。許可は5月に一度降りている案件であります。譲渡人は■■■■さん、住所は下松本■■■■、職業は農業です。譲受人は■■■■さん、住所は飯豊■■■■、職業は会社員です。こちらの申請地は天栄村大字下松本■■■■、地目は台帳、現況共に畑、面積は116㎡です。耕作者は■■■■さん、10a当たりの価格は■■■■です。続いてこちらの事業変更申請事由につきましては7～9ページの地図をご覧になってお聞きいただければと思います。7ページに案内図、8ページに構図、土地利用計画図が9ページです。

(6ページ朗読)

事務局長

補足をさせていただきます。こちらの案件につきましては、一部委員さんを除いては4月にはまだ就任前でしたので、ご説明いたします。4月には畑から駐車場に農地を転用するという事で、農業委員会で諮り許可を出したものでございます。ただ、農地法の4条5条のいわゆる転用の場合については、転用後にどのようなになったか、という形で完成に至るまでには農業委員会に報告の義務があります。完成後は農業委員会で確認に行くという形になっております。この件については事務局よりただ今説明があった通り、形状を土盛りして変えるというようなことがありましたが、それを行わない。そして、用途が従業員のための駐車場にするということで、途中で内容の変更するため、県中農林に諮ったところ、農業委員会で変更申請を出してくださいということで、今回諮っていただいたということになりますのでご理解いただければと思います。

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。1番委員よりご説明願います。

1番委員

■■■■さん、■■■■さんに確認したところ、当初は盛り土をするはずでしたが、費用がかさむということで、切土、平らにして外壁を設けて従業員の駐車場にするということで、審議の程、よろしく願いいたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員

4月のときの申請の説明をかすかに覚えているのですが、そのときは、バスが旋回するのに場所が必要だからといった理由で申請していたのではなかったのかな。4月に申請して、農業委員会では許可申請を出していましたね。そうすると、手続き関係や登記をやっておらず、それまでは実施していなかったということになりますね。であれば、農業委員会では許可を出してからどのくらいの期間を認めるといえるのか、許可を受けたから後は本人がいつやるのかは自由だということになるのか。県で許可出したのなら大丈夫だろうと思うのですけれどもね。まあ、4月の申請の時はバスが旋回するのに狭いか

らという文言があったと思うのですが。

事務局長

いま前回の申請書を見させていただいているのですが、こちらについては申請事由について、事業の拡大に伴い増車する必要があると。現在の敷地では駐車敷地を確保することができないため、隣接する敷地に駐車スペースを作ったということでした。

8番委員

まあそれに付け加えて、駐車場が狭いからってという文言があったと思ったのですが、文章には残っていなかったのですね、

事務局長

結果的には職員の駐車場をずらすことによって、先ほど8番委員も言われたバスの旋回も可能になるのかなと思われま。また、許可後の施行期間については、計画書の中にはいつまでに転用するということが明記されております。ですが、様々な諸事情で、何年経ってもできないということがある場合もございます。その場合については、農業委員会からどうなっているかと、あまりに長いものだと、途中経過を出していただくと。最終的には完成届を出していただき、それを農業委員会で確認し、間違いなく転用しましたということになります。事務局としては、基本的に完成時期よりも遅れているものについてはいつやるのかと、やらないのであれば取り下げます、というような形で勧告をしているところでございますので、ご理解いただければと思います。

8番委員

了解しました。

議長

その他ございませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:53決定)

議長

続いて議案第3号「令和2年度農地利用集積計画適否決定について」

事務局より説明を願います。No.1とNo.2については関連がありますので。

一括審議といたします。

事務局

(10ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員

こちらの件について11月18日に3名に確認しましたところ、再設定であり、期間・賃借料共にこちらの内容で間違いございませんので、審議の程よろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

議長 (意見・質疑なし)
意見・質疑なしと認め、これより採決致します。
異議なしの方は挙手を願います。
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。
(13:57決定)

議長 続いてNo.3について事務局より説明を願います。

事務局 (10ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 こちらの件については、11月18日に双方に確認いたしました。再設定であり、期間・賃借料共にこちらの内容で間違いございませんので、審議の程よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(13:59決定)

議長 続いてNo.4について事務局より説明を願います。

事務局 (10ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 こちらの件については、11月18日に■■■■さん、■■■■さんに伺ってきました。期間・賃借料共にこちらの内容で間違いございませんので、審議の程よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:02決定)

議長 続いてNo.5について事務局より説明を願います。

事務局 (10ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里北部・中部地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 こちらの件については、11月17日に両名に確認いたしました。再設定であり、期間・賃借料共にこちらの内容で間違いございませんので、審議の程よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:04決定)

議長 続いてNo.6について事務局より説明を願います。

事務局 (11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・南部地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 こちらの件については、11月17日に両名に電話で確認いたしました。期間・賃借料共にこちらの内容で間違いございませんので、審議の程よろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14:07決定)

議長 続いてNo.7とNo.8については関連がございますので、一括審議といたします。なお、この案件は8番委員の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、8番委員は退席願います。それまでは事務局より説明を願います。

事務局 (11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。沖内・高林地区 農地利用最適化推進委員 よりご説明願います。

推進委員 こちらの件については、11月18日に自宅に伺ってきました。期間・賃借料共にこちらの内容で間違いございませんので、審議の程よろしく願います。

いたします。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

推進委員

10a当たりの賃借料について、今日の案件は10aあたり玄米60kgで、最後にきて90kgということですね。農業委員会で決めたこの賃借料の数字というのは、5年間守らないといけないものでしょうか。それとも米価が下がってきた場合は、個人双方で話し合っ、例えば30キロにするというのは可能なのでしょうか。

事務局長

いま賃借料のお話しがあったのですが、一番最後の案件だけ玄米90kgということですが、これはあくまでも個人同士の賃借料の決め方です。これはおそらく何かの理由があっ、昔からこの設定をされていたのかなと思います。また、推進委員さんがおっしゃったような、途中で米がとれなかったり、状況が変わったときはどうするのかというようなことだったのですが、正直な話を申し上げれば、利用権の設定というのは普通の賃借と違いました、必ず有期で期間が決まりましたらば、そこについては一度お返しいただくというようなことで決まっております。ただ、その中の賃借料の部分につきましては、お互いの話し合いの中で、双方納得すればそこはかまわないもので、納得しない場合は賃借を解消します、というようなことであれば農業委員会に申し出ていただいて、もう一度新たに別な方、若しくは別な賃料で結び直すことは可能ですが、双方がその内容で今年にかまわないよというものであれば、農業委員会で関知するものではございません。ついでに申し上げれば一般の賃借の場合については、結局は双方の賃借ということになるのですが、この場合は非常に借り主の権利が強くて、貸し主の本人に貸さないよという意志がない限りは返さなくて良いとなっておりますけれども、この利用権設定の利点というのは、必ず何年間かの有期であることから、一回は返していただくというような形になるのが利点ということで、ほとんど農業者の方についてはこの利用権の設定をされております。ただ、もちろん金額だけでなく、期間についても5年にしていたけれども3年間にしたいなという時には、申し出ていただくことも可能ですので、その点をご理解いただけましたらと思います。

議長

その他、ございませんか。

(意見・質疑なし)

意見・質疑なしと認め、これより採決致します。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(14 : 14 決定)

議長

以上を持ちまして、本日提出された案件の議事を終了致しました。
これを持ちまして、議長の席を降りさせていただきます。
ご協力ありがとうございます。

事務局長

閉会を職務代理よりお願いいたします。


職務代理


以上を持ちまして、第11回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

(14:15終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和2年 11月 30日

内山 正勝 

塩田 善大 

小針 重男 